

**平成 29 年度東川町一般会計予算における
引き上げ分地方消費税集の使途の明確化について**

平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、平成 26 年 4 月からから 8%へ引き上げられ、地方消費税率についても 100 分の 25（消費税率換算 1%）から 63 分の 17（消費税率換算 1.7%）に引き上げられました。

東川町では、引き上げ分の地方消費税収を国の指示に基づき、を社会保障施策に要する経費に充当しています。

■平成 29 年度引き上げ分地方消費税交付金（見込額） 44,696 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税	その他
社会	高齢者福祉事業	4,762	514			2,000	2,248
福祉	障がい者福祉支援事業	299,712	212,347		2,400	25,000	59,965
保健	母子福祉事業	37,962	6,288		1,534	12,000	18,140
衛生	予防事業	30,991			3,860	5,696	21,435